

静岡地方最低賃金審議会
 第 1 回 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
 輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会
 議事要旨

| | | | |
|---|--|--------|--------|
| 開催日時 | 令和 6 年 9 月 27 日（金） 午前 10 時 2 分から午前 11 時 55 分まで | | |
| 開催場所 | 静岡労働局 地下会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 3 名 | 定数 3 名 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3 名 | 定数 3 名 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 3 名 | 定数 3 名 |
| 議題 | 1 部会長・同代理の選出 2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について 3 特定最低賃金の改正決定について 4 その他 | | |
| 議事要旨 | 本会議は、公開・非公開 | | |
| <p>1 部会長・同代理の選出 部会長（畑委員）と同代理（本庄委員）を選出。</p> <p>2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について 専門部会運営規程（変更なし）を承認。 第 2 回目以降の専門部会は、全会一致で、「委員の率直な意見を確保する」ため、非公開で審議を行うこと、議事録は議事要旨を公開することとなった。 事務局から、本年 8 月 21 日開催の第 394 回本審において、特定最低賃金の決議について、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用すること、審議日程について、専門部会での審議は配付資料 4 のとおり行うこと、発効日について、本年度改正審議を行う 3 つの特定最低賃金の発効日は、すべて令和 6 年 12 月 21 日の指定日発効として改定すること、が決議されていることを説明したほか、専門部会の廃止について説明した。</p> <p>3 特定最低賃金の改正決定について 事務局から配付資料について説明 労使双方が基本的な考え方について発言した後、一旦休会し、公益委員が労使各側の委員へ個別に意見聴取を行った。 その意見聴取の後、部会を再開したが、意見の一致に至らなかった。</p> <p>労働者代表委員の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はん用等は本県の中でも重要な基幹産業であり、産業の魅力を上げる必要があるが、その中でも賃金は重要なファクターとなることを念頭に審議を行いたい。 ・ 改正申出資料にあるとおり、適用労働者数の 4 割を超える協定において最低額が | | | |

1,088 円以上となっているので、最賃額との差額 60 円を提案。

- ・ 中小・小規模企業における特定最賃の引き上げは、大手企業との格差是正につながるものだと思う。

使用者側代表委員の主な意見

- ・ 本県において、輸送用機械器具の製造品出荷額は 1/4 を占める重要な産業。健全な発展のためには、働く環境を高めること、厳しい経営環境の中であるが組織の維持・向上すること、のどちらも大切である。様々な角度から、エビデンスを出し合いながら、納得感が得られる議論をしたい。
- ・ 中賃の改定 4 表 B ランクの製造業・男女計が 2.6%であることを根拠に 27 円引上げを提案。
- ・ 中小企業の経営は現在も厳しく、具体的には利益剰余金があがっていないし、大企業よりもかなり高い労働分配率の状態であること。また、加工費も最近 2、3 割上がっている現状もあること等により、最低賃金の大幅な上昇は中小企業の経営に影響が多大である。

4 その他

なし